

第 6 章 環境施策

環境目標 1 緑と水が身近で豊かなまち

1-1 取組の方向性

本市には、ふれあいの森をはじめとする樹林地や荒川、江川などの水辺・湿地、社寺林や屋敷林、農地など多様な自然環境が残されており、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

樹林地、農地、河川などの自然環境は、多くの生物の生息・生育空間となるだけでなく、私たちにやすらぎをもたらしてくれます。また、二酸化炭素の吸収、大気浄化や水源かん養など、多様な役割を担っています。

しかし、長い時間をかけて造られた自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い、質・量ともに低下しつつあります。

このようなかけがえのない自然環境の保全と活用を適切に行い、人と自然のつながりを再構築するとともに、外来種をはじめ、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全・回復とその恩恵の将来への継承を目指します。

また、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

1-2 成果指標

成果指標	基準値 2020 年度	現状値 2024 年度	目標値 2030 年度
緑地面積	1,264.22ha	1,241.95ha	1,316.04ha
都市公園面積	93.86ha	97.95ha	115.56ha
緑や水辺など地域の自然と ふれあうようにしている人の割合※	35.3% (2019 年度)	37.6%	40.0%以上

※取り組んでいると回答した市民の割合

1-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- 特定外来生物に関する制度を理解し、ルールを守ります。
- 自然を大切に、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 水、緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 植栽の設置など、身近な緑を増やします。
- 地域の公園の清掃に参加します。
- 地場産の農産物を購入し、地産地消に努めます。

1-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- 特定外来生物に関する制度を理解し、ルールを守ります。
- 自然を大切に、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 敷地内の緑化に努め、植栽に用いた園芸植物などが野外に拡がらないように適切に管理します。
- 地域の公園の清掃に協力します。
- 工場・事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。

1-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈1〉

生物多様性の保全

施策① 動植物の生息・生育環境の保全

生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開します。

市内の動植物の実態を定期的に把握するとともに、特定外来生物による生態系等への被害防止に努め、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

施策② 自然とのふれあいの促進

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	生き物の生息状況を把握するため、市民協働による生物調査の実施や市民団体・環境保護団体にヒヤリングを行うことで情報や知識の集約に努めます。	みどり公園課 環境政策課
②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による自然観察会を行います。	環境政策課
③	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。	生活環境課 農政課
④	OECM（自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定に向けた検討を行います。	みどり公園課
⑤	環境イベント等において情報発信を行い、自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めます。	環境政策課
⑥	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	2030年度に向けた 指標の方向性(※)
特定外来生物の駆除数 (アライグマ)	136頭/年	291頭/年	↗
自然観察会の参加者数（累計） (生物多様性への取組)	40人	101人	↗
自然観察会の参加者数（累計） (自然とのふれあい)	39人	281人	↗

※2030年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

コラム:生物多様性と生態系サービス

●生物多様性とは？

生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支え合って生きています。

生物の多様性に関する条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしています。

■生態系の多様性

いろいろなタイプの自然が形成されていること。「樹林」、「畑」、「水田」、「河川」など、いろいろなタイプの生態系があります。

■種の多様性

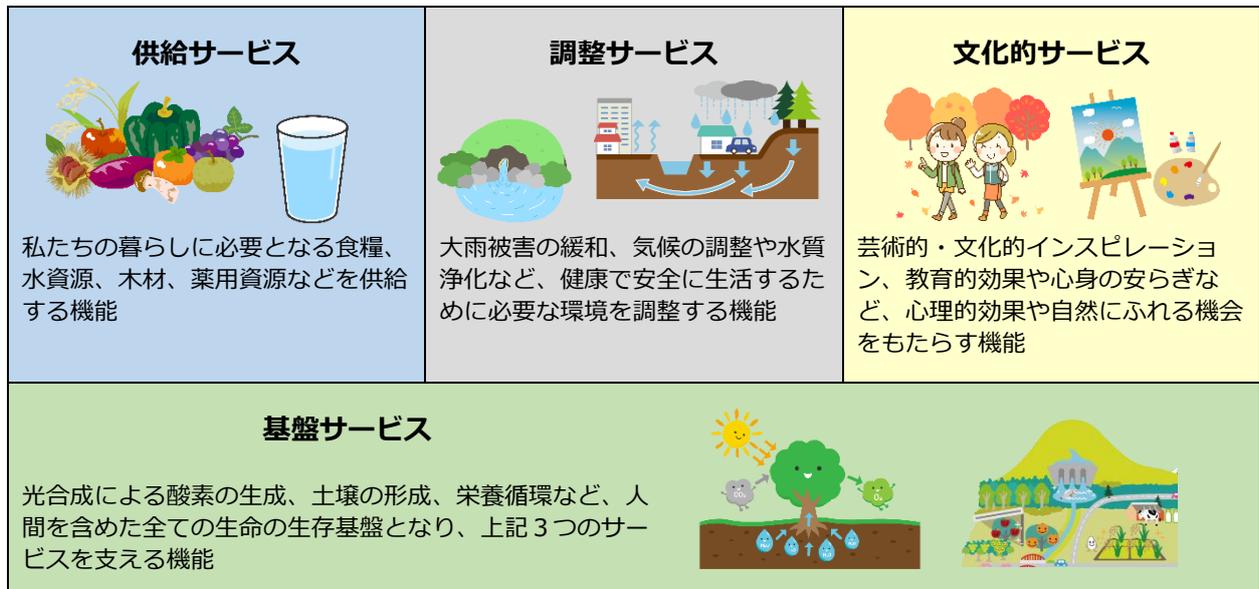
いろいろな動物・植物などが生息・生育していること。空を飛ぶ鳥、川を泳ぐ魚、スダジイやヤブツバキなどの樹木、ハコバやタンポポなどの植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生物がいることをいいます。

■遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあること。同じ種でも多様な個性があることをいいます。異なる遺伝子をもつことにより、環境の変化や病気が起こっても、全滅する可能性が低くなります。

●生態系サービスとは？

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。



私たちの「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を、私たちは自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要です。

施策の方針〈2〉

緑・水辺の保全

施策③ 緑地の保全

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。市内に残された貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区の指定や緑地の公有地化に努めるとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

施策④ 農地の保全・活用

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、農地の維持管理や景観形成などに関する活動を支援します。

施策⑤ 公園の整備、身近な緑の創出

計画的な公園の整備や緑化指導により、在来植物による植栽を原則とした地域の緑の創出を図ります。

施策⑥ 水辺環境の保全・整備

水辺環境に地域の方が関心を持ち、地域の顔となる身近な水辺環境を再生・創造するため、河川や池、農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行います。

また、自然体験等の環境教育の場として位置付けるとともに、地域の活性化と積極的な水辺環境保全活動が得られるよう推進します。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」の保全に努めます。	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木の保全に努めます。	みどり公園課
③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。	みどり公園課
④	森林環境譲与税基金の適切な運用に努めます。	みどり公園課

実行施策		担当部署
⑤	市街地に残る農地や生産緑地を貴重な緑の空間として位置づけ、その保全を図ります。	農政課 みどり公園課
⑥	農地の多面的機能を維持・発揮させるとともに、多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」環境の保全活動や環境に配慮した持続的な農業に対し支援を行います。	農政課
⑦	都市における農地を保全するため、市民農園の市民への利用促進を図るとともに、農地所有者への市民農園の開設について周知を行います。	農政課
⑧	農業後継者を始め、農業外からの新規就農等、市の農業を担う意欲ある農業者の支援を促進します。	農政課
⑨	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局
⑩	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実、「あげお朝市」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。	農政課 学校保健課
⑪	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
⑫	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
⑬	まちの緑を維持し、身近で自然とふれあい、学べる場を守るため、公園の樹木などの維持管理に努めます。	みどり公園課
⑭	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の適切な運用に努めます。	みどり公園課
⑮	「上尾市開発行為における公園及び緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
⑯	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
⑰	都市計画道路の新設・改築の際には、街路樹等緑地空間の整備を検討するなど、道路環境の整備・管理に取り組みます。	道路河川課
⑱	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	道路河川課
⑲	上尾丸山公園におけるネイチャーポジティブを市民協働により推進していきます。	みどり公園課
⑳	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	道路河川課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
緑地率	27.8% (2020 年度)	27.3%	↗
協定締結公園数	63 箇所	63 箇所	→
市民 1 人当たりの都市公園面積	4.1 m ² (2020 年度)	4.3 m ²	↗
市民農園利用者数	277 人/年	281 人/年	→
新規市民農園開設数（累計）	—	7 箇所	↗
全農地に占める遊休農地面積の割合	18.1%	16%	→
学校給食における上尾市産米 使用回数	3 回/年	1 回/年	→
上尾丸山公園水辺再生事業 イベント開催回数	2 回 (2019 年度)	12 回 (2025 年度)	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加（「全農地に占める遊休農地面積の割合」については減少）することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

環境目標 2 健やかで安全、快適に暮らせるまち

2-1 取組の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく工場・事業場等からの届出の審査、指導、立入検査を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適な街並みを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、埼玉県景観条例等に基づく良好な景観づくりの取組を実施していきます。

2-2 成果指標

成果指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	目標値 2030年度
大気（一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の環境基準への適合 [※]	適合	適合	適合
ダイオキシン類の環境基準への適合	適合	適合	適合
河川の水質(pH、BOD、SS、DO)の環境基準適合率	87.5%	87.5%	100%

※本市で測定している環境基準項目

2-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた自動車等の運転を心がけます。
- ごみのポイ捨てはしません。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙マナーを守ります。
- ペットの適正飼育に努めます。

2-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた自動車等の運転を心がけます。
- 事業所や周辺の清掃、美化を行います。

2-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈3〉

公害の防止

施策⑦ 公害対策の推進

生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施、大気、水質、騒音・振動など、市内の環境状態を監視・測定し、環境基準の達成等に向けた取組を実施します。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	生活環境課
②	大気、水質、騒音・振動、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。また、広範的な対策が必要な場合は、国や県の方針に協力し、必要に応じて対策を講ずるよう要望するなど連携して取り組みます。	生活環境課
③	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

実行施策		担当部署
④	公共下水道供用開始区域では、公共下水道への接続を促進します。	業務課
⑤	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課
⑥	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	建設管理課
⑦	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修等の必要がある場合には道路管理者等に要請します。	生活環境課
⑧	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課
⑨	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	2030年度に向けた 指標の方向性(※)
生活排水処理人口普及率	89.2%	91.6%	↗
公共下水道の普及率	83.2%	86.4%	↗
工業地域及び準工業地域における 地区計画策定数（累計）	3件	4件	↗

※2030年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

施策の方針〈4〉

快適環境の構築

施策⑧ まちの美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

良好なまちの景観を形成するため、周囲と調和のとれた建築へと誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

実行施策

実行施策		担当部署
①	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	建設管理課
②	「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止し、吸殻の散乱も防止します。	生活環境課
③	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
④	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	生活環境課
⑤	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚環境センター
⑥	違法な野外焼却があった場合は指導します。	生活環境課
⑦	堤防や護岸等の損傷箇所を把握し、不法投棄を監視するため河川パトロール等を実施します。	道路河川課
⑧	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
⑨	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課
⑩	駅周辺を中心市街地や防災上重要な都市計画道路については、通行空間の安全性、快適性の確保、良好な景観形成を図るため、無電柱化の整備や、歩行者空間の改善・再整備を実施します。	道路河川課
⑪	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	都市計画課
⑫	歩行及び自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。	交通防犯課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	2030年度に向けた 指標の方向性(※)
クリーン上尾運動参加人数	18,762人/年	19,433人/年	→
野焼きパトロール回数	6回/年	9回/年	→
地区計画策定数(累計)	26件	28件	↗
無電柱化整備延長(累計)	0km	2.1km	↗
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,463枚/年	1,948枚/年	↘
撤去した自転車台数	850台/年	165台/年	↘
水路等パトロール回数	12件/年	12件/年	→

※2030年度に向けた指標の方向性

「↗」: 現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」: 現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

「↘」: 現状値よりも値が減少することが望ましい指標

コラム:クリーン上尾運動

上尾市では、道路・河川・公園などにポイ捨てされたごみ・空き缶を一掃するとともに、清掃活動やリサイクル活動を通して環境意識の高揚を図るため、住民参加による美化清掃活動を、ごみゼロの日（5月30日）に準じて地区ごとに開催しています。

令和6（2024）年度は、7つの地区で28回実施され、合計19,433名の方に参加していただきました。また、1事業者が事業所として参加し、合計80名の方に参加いただいています。

このほか、市職員・市議会議員により5月と11月に市内20カ所で美化奉仕活動を行っています。

●クリーン上尾運動の様子



環境目標3 資源循環の暮らしを営むまち

3-1 取組の方向性

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄物の排出を最小限とし、環境への負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減に資する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみの排出を抑制すること（Reduce（リデュース））、繰り返し使うこと（Reuse（リユース））、資源として再利用すること（Recycle（リサイクル））、いわゆる3Rを推進することが必要です。

3Rの普及や食品ロス削減、プラスチックごみの削減など、資源の有効活用を推進し、循環経済への移行に取り組みます。

3-2 成果指標

成果指標	基準値 2018年度	現状値 2023年度	目標値 2030年度
1人1日当たりのごみ排出量 (家庭部門) [※]	673g/人・日	623 g/人・日	597g/人・日
ごみのリサイクル率 [※]	19.7%	18.0%	24.7%

※環境目標3の成果指標については、参照データの公表時期に伴い、基準値及び現状値の年度が他の指標と異なります。

3-3 目標達成に向けた市民の取組例

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しまずに行動します。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市や地域、事業者の回収活動に参加します。

3-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- すぐにごみになるような資源化しにくいもの（商品）はつくらないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）をつくるようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。
- 市民の資源物回収活動を支援します。

3-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈5〉

循環型社会の構築

施策⑨ ごみの発生抑制（Reduce）の推進

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

施策⑩ ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進

市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体でごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）を推進します。

資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促し、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

実行施策

実行施策		担当部署
①	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについて積極的な情報発信を実施します。	環境政策課
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに過剰包装の辞退やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
③	生ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
④	食品ロスを削減するため、フードドライブなどの活動を促進します。	環境政策課
⑤	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体及び再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。	建築安全課
⑥	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
⑦	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚環境センター
⑧	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚環境センター
⑨	収集した粗大ごみからのピックアップ、リユースを前提とした収集、リユース品の住民の持ち込みなどによるリユース活動を促進します。	西貝塚環境センター
⑩	新しいごみ分別方法の検討など循環経済の仕組みづくりを推進します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	2030年度に向けた 指標の方向性(※)
ごみに関する出前講座受講者数 (累計)	584人	1,078人	↗
地域リサイクル活動による 資源回収割合	8.35%	7.2%	↗
リサイクル品の持ち込み数	36点	58点	→

※2030年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

コラム：循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？

●循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？

循環経済(サーキュラーエコノミー：CE)とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進む直線型経済(リニアエコノミー)に代わって、資源投入量・消費量を抑えつつ、今ある資産を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型の経済社会活動のことです。

経済システムに投入した原材料や製品はその価値をできる限り高く保ったまま循環させ続けることで自然を再生し、人々のウェルビーイング(高い生活の質)や環境負荷と経済成長を分離することを目指しています。

単なる環境規制ではなく、経済の仕組みを変える政策として各国が推進しており、ビジネス界も循環経済を意識した活動に変化しています。

循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行のイメージ



資料：サーキュラーエコノミー推進センター埼玉 リーフレット (公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

●サーキュラーエコノミー推進センター埼玉の取組

サーキュラーエコノミー推進センター埼玉は企業の循環経済(サーキュラーエコノミー)の取組を支援するワンストップ支援拠点です。

推進センターでは、「まずはサーキュラーエコノミーについて知りたい」「具体的な事例を知りたい」といった企業等を対象に、サーキュラーエコノミー基礎セミナーの開催に加え、コーディネーターによる企業のサーキュラーエコノミーの取組に関する相談、販路拡大やビジネスマッチングによる支援などを行っています。さらに、国や県の競争的資金獲得支援や研究会の実施、金融機関を含めた関係機関との連携等により事業化の支援も行っています。

資料：サーキュラーエコノミー推進センター埼玉 リーフレット (公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

環境目標4 脱炭素な暮らしを営むまち

4-1 取組の方向性

本市では、令和3（2021）年7月17日に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、温室効果ガス削減に向けた取組の強化や、個々の省エネ行動の実施を啓発することで、市民や事業者の意識醸成を図っており、一定の排出量を削減しています。

引き続き、地球温暖化問題を世界共通の問題として捉え、国際社会の一員としてパリ協定の目標達成に貢献すべく、本計画の目標年次を含む令和12（2030）年度までを、2050年カーボンニュートラル実現への加速期間として捉えて、基準年度である平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量46%削減、可能な限り50%削減を目指します。

削減目標の達成に向けて、化石燃料由来のエネルギー消費の抑制、再生可能エネルギーの利用拡大を重点施策と位置づけ、優先的な推進を図ります。

4-2 成果指標

成果指標	基準値 2013年度	現状値 2022年度	目標値	
			【中間目標】 2030年度	【長期目標】 2050年
温室効果ガス削減目標※	1,165千t-CO ₂	1,033千t-CO ₂	629千t-CO ₂	排出量実質ゼロ
人口1人当たりのCO ₂ 排出量	5.1 t-CO ₂	4.5 t-CO ₂	2.8 t-CO ₂	—
再生可能エネルギー導入目標	15,682 kW (2014年度)	36,222 kW	101,000 kW	640,000kW

※吸収量を含まない。

4-3 目標達成に向けた市民の取組例

- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- うちエコ診断などを活用し、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を実践します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- 住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択に努めます。
- 宅配便は、宅配日時指定を利用して1回で受け取れるよう努めます。

4-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します。
- 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事業所の省エネ化に努めます。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、埼玉県エコアップ認証制度など）を導入します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- 事務所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択に努めます。
- カーボン・オフセット、カーボンクレジットの可能性について検討します。

4-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈6〉

省エネルギー化の推進

施策⑪ 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

市民や事業者に対し、温室効果ガスの排出量削減のために、様々な手法により取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供を行い、脱炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する「デコ活」をはじめとした効果的な省エネ行動を促進します。

施策⑫ 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする本市が管理する公共施設においては、「第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、本市の事務・事業活動に係る省エネルギー対策を推進します。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促す、デコ活への参加を呼びかけます。	環境政策課
②	家庭や事業所におけるCO ₂ 削減を図るため、省エネ機器（高効率空調・燃料電池等）、再エネ機器（太陽光発電・太陽熱・ヒートポンプ等）等の情報提供を行い、設備更新等を促します。	環境政策課
③	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組、県が行う融資制度、エコアクション21や埼玉県エコアップ認証等の取得について積極的にPRします。	環境政策課
④	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設及び事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。また、公共施設の新設、改築、設備更新等の際には、「公共施設環境配慮型設備導入指針」に基づき、省エネ機器、再エネ機器の導入を推進します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
省エネに関する出前講座受講者数	0 人/年	30 人/年	↗
省エネ診断の受診件数（累計）	—	8 件 (2025 年度)	↗
市の公共施設及び事務事業からの 温室効果ガスの削減率	— (2014 年度比)	17.8% (2014 年度比)	↗
市の公共施設及び事務事業からの 温室効果ガス排出量	18,505t-CO ₂ (2014 年度)	15,217 t-CO ₂	↘

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「↘」：現状値よりも値が減少することが望ましい指標

施策の方針〈7〉

再生可能エネルギー利用の促進

施策⑬ 再生可能エネルギーの利用の促進

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、建築物（家庭や事業所）、公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入を促進します。再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入拡大に向けた各種支援を展開し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図ります。

さらに、大気熱を利用するヒートポンプを再生可能エネルギー設備に分類することで、再生可能エネルギー設備の選択肢を増やし、太陽光発電システムとともに普及拡大を促進します。

また、公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を図るとともに、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	自然環境や生活環境に配慮しながら、再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽光発電設備やヒートポンプ、蓄電池等の設置を支援します。	環境政策課
②	太陽光などの再生可能エネルギーや蓄電池、V2H・V2Bなどの活用に関する情報提供をはじめ、国や埼玉県の補助・支援制度について情報発信します。	環境政策課
③	市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しを呼びかけます。	環境政策課
④	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達割合の増加を目指します。	環境政策課 施設所管課
⑤	公共施設を改修する際は、「上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針」を踏まえて、再生可能エネルギーの活用や断熱素材等の導入に努めます。	環境政策課 施設所管課
⑥	防災拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー（太陽光発電設備）、蓄電池、電気自動車、V2B等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。	施設課 危機管理防災課 施設所管課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※2)
世帯当たりの太陽光発電設置割合 ^{※1}	4.8%	6.4%	↗
公共施設の再エネ電力調達割合	—	0%	↗

※1 各年度末時点の設置数・世帯数

※2 2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

施策の方針〈8〉

脱炭素型まちづくりの推進

施策⑭ 建築物の省エネルギー化の促進

新築される住宅やビルの ZEH 化、ZEB 化等、より高い省エネ性能への誘導を図るほか、既存住宅の省エネ性能の底上げを図ります。

施策⑮ 移動手段の脱炭素化の促進

運輸部門の脱炭素化に向けて、自転車の利用等による温室効果ガスを排出しない行動への移行に加え、電気自動車等の次世代自動車の普及拡大を図ります。

また、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

施策⑯ スマートコミュニティの促進

効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

実行施策

実行施策		担当部署
①	戸建住宅、集合住宅、ビル等の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化・断熱化を促進し、脱炭素に配慮した建築物となるよう情報発信します。	環境政策課
②	学校建物の断熱を図り、冷暖房の使用を抑えるため、学校の建物の断熱改修を普及・促進します。	教育総務課 環境政策課
③	公共施設の建替え・改修に当たっては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ基準を踏まえつつ、適宜エネルギー消費性能に優れた建築物を目指します。	環境政策課 施設課 施設所管課
④	自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。	環境政策課 生活環境課
⑤	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課
⑥	自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者公共交通機関利用の実践を促します。	交通防犯課
⑦	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
⑧	「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に基づき、都市機能の誘導を図るとともに、生活利便施設にアクセスしやすい環境を整えたコンパクトなまちづくりの整備を進めます。	都市計画課 交通防犯課

実行施策		担当部署
⑨	歩行者が安全に歩くことができる環境整備のため、歩行者通行空間の改善を図ります。	道路河川課
⑩	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に掲げる、自転車レーン整備優先エリアの整備を進めます。	都市計画課 道路河川課
⑪	輸配送に伴う自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者に地産地消の推進を促します。	商工課 農政課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※2)
ぐるっとくんの年間利用者数	480,306 人/年	462,522 人/年	↗
自転車レーンの整備延長（累計）	5.6Km	10.7 Km	↗
次世代自動車の普及割合（乗用車） (※1)	—	21.9% (2023 年度)	↗

※1 「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ（次世代自動車考慮版）」（環境省）のうち、乗用車における EV・HV・PHV・FCV の割合

※2 2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

環境目標5 気候変動に適応したまち

5-1 取組の方向性

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とあわせて、気候変動の影響に備える「適応策」への対応を推進していきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響なども想定されていることから、防災、健康、農業などの他分野とも連携しながら取組を推進します。

さらに、防災・減災につながるグリーンインフラや災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギーなど、これらを有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちを目指していきます。

5-2 成果指標

成果指標	基準値 2024年度	現状値 2025年度	目標値 2030年度
クーリングシェルターの指定数	35件/年	41件/年	50件/年
指定一般避難所における 太陽光発電設備の設置数	4施設	4施設	24施設

5-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 上尾市洪水ハザードマップの活用やマイタイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- クーリングシェルターやまちのクールオアシス、まちのクールナビスポットを利用します。

5-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- 雨水貯留施設の設置を検討、導入します。
- 上尾市洪水ハザードマップの活用やマイタイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- クーリングシェルターやまちのクールオアシス、まちのクールナビスポットの開設に協力します。

5-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈9〉

気候変動への適応

施策⑰ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透、利用の促進や、下水道施設の流下機能の確保など、市内の水害対策を進めるほか、関係機関と連携し、気候変動に伴う災害発生時の市民生活への影響を最小限にとどめるよう取組を推進します。

施策⑱ 日常生活への影響対策の推進

気候変動による熱中症の発症リスクなどについての情報提供や影響軽減に向けたまちづくりを推進し、健康被害の発生抑止に努めます。また、高温化や局地的大雨などに伴う産業への影響についての情報提供を行い、事業活動における気候変動影響軽減のための取組を推進します。

実行施策

	実行施策	担当部署
①	「上尾市総合治水計画」に基づき、水害に強いまちづくりを推進します。	道路河川課
②	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道施設課
③	集中豪雨による浸水被害を軽減するため、市民に対して雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、事業者に対して雨水流出抑制対策（雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置）を指導します。	建設管理課
④	集中豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所を周知するとともに、上尾市防災士協議会と連携し、マイタイムライン等普段の備えを具体的に分かりやすく伝えていくことで、防災行動の普及啓発に努めます。	危機管理防災課
⑤	ヒートアイランド現象を緩和するため、緑化を指導し、まちなかの緑を保全します。	みどり公園課
⑥	暑さ指数（WBGT）などの熱中症予防情報を市民や事業者に広く呼びかけるとともに、高齢者等への普及啓発・注意喚起を行います。	健康増進課
⑦	公共施設を、市民の熱中症を予防するための休憩場所として活用します。	健康増進課
⑧	熱中症患者の発生を予防するため、事業者に対し、クーリングシェルターの開設を呼びかけます。	健康増進課

実行施策		担当部署
⑨	駅などの拠点となる施設に、熱中症発症リスクの低減効果が期待できる冷却ミスト設備の設置を検討します。	道路河川課
⑩	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種等について情報収集します。	農政課
⑪	土地改良事業など農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援します。	農政課
⑫	国や県、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。	建設管理課 道路河川課 下水道施設課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	2030年度に向けた 指標の方向性(※)
雨水貯留タンク設置補助件数	28件/年	8件/年	→
イツモ防災講座（マイタイムラインを含む）受講者数	2,412人/年	6,452人/年	→

※2030年度に向けた指標の方向性

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

環境目標 6 みんなが環境行動を実践するまち

6-1 取組の方向性

気候変動問題をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し変えていくことで、その解決につながります。

私たちには、若い世代が将来も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりや事業者が環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのために、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、環境にやさしい行動につながるような取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境行動の輪を広げます。

6-2 成果指標

成果指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	目標値 2030 年度
環境を良くするために取り組みたい人 [※] の割合	92.6%	86.9%	92.6%以上

※環境を良くするために取り組みたいことで「特になし」と回答した人及び「無回答」以外

6-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 環境イベント、環境学習講座などに自主的に参加します。

6-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、埼玉県エコアップ認証制度など）を導入します。
- 従業員を対象とした環境研修を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力・参加します。

6-5 目標達成に向けた市の取組

施策の方針〈10〉

環境行動の活発化

施策⑱ 環境教育・環境学習の推進

こどもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境行動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

施策⑳ 協働による環境行動の推進

将来の地球環境や本市の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき本市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするすることで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境行動の底上げを図っていきます。

実行施策

実行施策		担当部署
①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
②	地域における環境学習の機会を増やすため、環境推進協議会において市民向けの環境に関する学習会を開催します。	環境政策課
③	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課
④	将来にわたって環境行動を継続するため、次世代の環境行動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課
⑤	児童生徒が、環境の保全に向けて、主体的に行動できる実践的な態度や資質・能力が育めるよう、シティズンシップ教育を推進します。	指導課
⑥	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館等を利用して市民向けの環境に関する講座を開催します。	生涯学習課 環境政策課
⑦	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。	みどり公園課 環境政策課
⑧	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。	農政課

実行施策		担当部署
⑨	将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
⑩	NPO や民間事業者等が市民、行政と協働して行う環境行動に関する情報を収集するとともに、取組拡大に向けて広く周知啓発を行います。	環境政策課
⑪	環境行動の更なる拡大を図るため、環境行動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課 みどり公園課 農政課

事業活動指標

事業活動指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
環境推進協議会学習会参加者数	52 人/年	3 人/年	↗
温暖化対策講座実施校数	2 校/年	2 校/年	↗
環境学習講座参加者数	0 人/年	26 人/年	↗
あげお環境賞受賞団体の紹介件数	2 件/年	2 件/年	→
農業体験教室の開催数 (作付け・収穫)	8 回/年	8 回/年	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」: 現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」: 現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標